

令和 7 年第 3 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 7 年 3 月 1 7 日（月）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 E 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 4 時 1 5 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、笹野奈津子、吉川孝子、近藤真司
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	1 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 前回会議録の承認 日程第 3 教育長の経過報告 日程第 4 議案第 13 号 後援申請について 議案第 14 号 あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部 改正について 議案第 15 号 令和 7 年度あま市立学校給食センター運営委員会委 員の委嘱について 議案第 16 号 令和 7 年度 3 月議会補正予算（案）（追加）について （非公開） 議案第 17 号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 議案第 18 号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 日程第 5 その他 (1)令和 7 年度学校医等の委嘱について（報告） (2)令和 7 年度あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の依 頼について（報告） (3)あま市小中学校あり方課題別検討委員会（小中一貫教育）報告書 について（報告） (4)令和 7 年度あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー） について（報告） (5)令和 7 年度生涯学習施設免除団体について（報告） (6)令和 7 年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施 設免除団体について（報告） (7)令和 7 年度教育長職務代理者又は教育委員を構成員とする審議 会等について（報告）（非公開） (8)区域外就学申請について（報告）（非公開） (9)指定学校変更申請について（報告）（非公開）

- | | |
|--|---|
| | <p>(10)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開）</p> <p>(11)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）</p> <p>(12)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）</p> <p>(13)生徒指導（令和7年度2月分）について（報告）（非公開）</p> |
|--|---|

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程３、教育長の経過を報告する。
	(令和７年２月２２日～令和７年３月１７日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ４回
	教育長用務 １回
	教育総務課事業 ０回
	学校教育課事業 ６回
	生涯学習課事業 ２回
	スポーツ課事業 １回
	市行事 ２回
	市議会関係 ５回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程４、議案 ３件公開 ３件非公開
教 育 長	議案第１３号「後援申請について」審議１件
教育総務課長	①「キッズマネースクール（おみせやさんごっこ はたらくってな～に）」（愛知キッズマネースクールればれっじ校）
	事業目的は、幼少期からの金銭教育。子どもが将来世の中を生き抜く力を育成する勉強の為とのことです。
	事業内容は、おみせやさんごっこを通じて、親子で楽しくお金について学べる企画とのことです。

	後援名義の必要な理由及び使用目的は、幼少期からの金銭教育の大切さ、社会的意義を伝えるのに、まだまだ数少ない講師の数では足りません。そこで公的な機関に後援をいただき、小学校、幼稚園等の対象年齢の方がいる所に周知出来る様なお力を得る為とのことです。
	開催期間は、令和7年4月29日（1日間）
	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は、海部地域の4～10歳までのお子様と親御さんの7組程度を予定しているとのことです。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	過去に申請した方と同じ方が申請したのでしょうか。
教育総務課長	マネースクールの後の校名が異なるため別の団体が申請しています。
	同様の申請については、令和5年3月と令和6年9月に申請されており、いずれも営利活動につながるおそれがあるとして、不承認となりました。
委 員	なぜまた申請されたのか。今まで決定されたものと同じであれば、教育長専決で不承認でもよかったのではありませんか。
教育総務課長	同種の内容ですが、主催と申請者が異なります。同じような内容で別な方が申請してはいけない規定があるわけではありません。
委 員	同じような内容に見えるわけですが、主催者はそれぞれどのような関係なのですか。
教育総務課長	前回申請者と今回申請者は全くの別人です。一般社団法人日本こどもの生き抜く力育成協会というところのプログラムを利用して、それぞれの方々が、それぞれに実施、主催する学習プログラムのような形をとっているようです。キッズマネースクールの後の何々校の部分がそれぞれ違っており、横のつながりは特にはないようです。
委 員	今回の申請について、今まで不承認となった内容と同じような内容

	であったとしても、別な方からの申請であるから、新たな別なケース
	として審議にかけるとは、教育長専決で決定しないのは、そのた
	めの規定がないためということですか。また、例えば同じ方が同じ内
	容で既に不承認となっている行事について、もう 1 回申請してきて
	も、同じように規定に無いから教育長専決で不承認と出来ないという
	ことですか。
教 育 総 務 課 長	ご指摘のとおりです。
委 員	結果を伝えるときに理由は伝えますか。
教 育 総 務 課 長	不許可の場合は、不許可の理由として、要綱の号番号をつけて通知
	します。許可の場合は、理由は記載されません。
委 員	あま市としては周知のみなら不承認のはずです。
委 員	あえて市の教育委員会が後援する必要性がありません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①キッズマネースクール（おみせやさんごっこ はたらくってな～
	に） 不承認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①を不承認とする。
教 育 長	議案第 1 4 号「あま市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部改
	正について」
ス ポ ー ツ 課 長	趣旨は、甚目寺テニスコートの砂入り人工芝生化工事が完了し、令
	和 7 年 4 月 1 日から利用を再開することに伴い、同施設の利用時間の
	区分を見直すため、所要の改正を行うものです。
	内容は、甚目寺テニスコートの利用時間の区分を改めるものです。
	施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。
	(以下概略を説明)

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	利用時間が午後 9 時までとのことなので、当然、夜間照明施設は以前からあったのですか。
ス ポ ー ツ 課 長	以前からあります。
	また、使用料については「あま市体育施設条例」にあり、午後 7 時からの使用料は夜間照明使用料を含むものです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とします。
教 育 長	議案第 15 号「令和 7 年度あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」
学 校 教 育 課 長	あま市学校給食センター運営委員会規則第 4 条で委員構成が定められております。現在、教育委員会委員から 2 名お願いしているところです。また、このうち 1 名に会議の議長をお願いしています。学校長につきましては、ローテーションで決まっておりますので、各校の校長先生が発表されしだい氏名を記載いたします。PTA 会長につきましても確定しだい氏名を記載いたします。保育士長についても人事異動後の担当者が決まりしだい氏名を記載いたします。規則に基づいた委員の選出をいたします。
教 育 長	(以下概略を説明)
委 員 全 員	(質疑等を許可)
教 育 長	(質疑なし)
委 員 全 員	認否はいかがか。
教 育 長	(協議)
委 員 全 員	原案のとおり承認としてよろしいか。

教 育 長	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とします。
教 育 長	日程 5、その他報告事項 6 件公開 7 件非公開
学 校 教 育 課 長	(1)「令和 7 年度学校医等の委嘱について (報告)」
	概ね前年度と同じで、一覧表のとおりです。
	学校医について、「吉岡内科」が「吉岡クリニック」に名称を変更しております。
	歯科医について、「こうき歯科・光輝ふぁみりー歯科」に変更しております。
	甚目寺南中学校の教員数が 50 人を超えましたので、新たに産業医として「小林クリニック」を追加しております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「令和 7 年度あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の依頼について (報告)」
学 校 教 育 課 長	あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の任期は、1 年となっております。また、要綱第 4 条にて委員構成が定められております。教育委員会から委員代表として 1 名をお願いしているところです。委員が決まりしだい改めてご報告させていただきます。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「あま市小中学校あり方課題別検討委員会 (小中一貫教育) 報告書について (報告)」
教 育 総 務 課 長	1. 委員会概要
	(1) 委員会名称
	あま市小中学校あり方課題別検討委員会 (小中一貫教育)
	(2) 課題

	基本的方針に基づき、あま市内に小中一貫教育を行う学校の設置を目指し、計画の策定を進める。義務教育学校とするものか、併設校とするものか、どの地域にどのような形の小中一貫教育を行う学校を設置することを目指すのかの計画策定に先立ち、市内小中学校の校長から意見を聴取する。 なお、小中学校から意見を聴取することは、今回に限らず、今後必要に応じて複数回行うものとする。 (3) 基本的方針 「あま市小中学校のあり方に関する基本的方針」令和6年1月19日 (1) 小規模校と大規模校について 小規模校及び大規模校のそれぞれのメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るため、小中一貫教育を行う学校を設置することを目指す。小中一貫教育を行う学校は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。 (4) 委員会スケジュール 令和7年2月10日委員会開催、本日の定例会で報告書を提出 (5) 委員会の内容 基本的方針にのっとり、小中学校の将来を見据えたあり方に向けて具体的な方策を実施にするにあたり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取する。聴取した意見は、報告書にまとめて教育委員会に提出する。 あま市における小中一貫教育草案を作成し、全小中学校長から意見を聴取しました。 草案では、あま市における小中一貫教育を行う学校の設置案として、パターンAからパターンDの4パターンを仮に提示し、ご意見を頂きました。
--	--

	委員からの意見は、賛否として、草案に対してではなく、そもそも
	小中一貫教教育を行う学校の設置に関して賛否として、賛成 8 校、反
	対 4 校、どちらでもない又は無回答として 5 校でした。
	主な意見としては、期待することとして、9 年間の連続した教育に
	より、中 1 ギャップや不登校を減少させるというものや、異年齢の児
	童生徒との交流によるコミュニケーション能力の向上などがありま
	した。懸念することとして、小中一貫教育により人間関係が固定化す
	ることや、6 年生が最高学年として成長する機会が喪失すること、教
	職員間の連携やカリキュラム調整と、運営に当たり負担が増えること
	で教育の質の低下につながるおそれがあるという意見がありました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	基本的方針の策定の時にも意見をしたことですが、市内の学校全部
	で小中一貫教育を目指すのか、例えば、中央に 1 校だけ作るのか、そ
	のあたりをまず、もっと議論しないといけないのではないかと思います。
委 員	小中一貫教育を行う学校を目指すにあたって、何校作るのか、どう
	作るのかという基本的な方針を定めずに意見を聴取したとしても、方
	向性が見えない中では、意義ある意見は出にくいのではないかと考え
	ます。
委 員	あま市内全域で小中一貫教育を考えていくものとするのか、特定の
	地区に限定して小中一貫教育を行う学校を作るものとするのか、方針
	を定める議論を教育委員会で行う必要があると思います。
教 育 長	今回は現状としての学校の意見を聴取した内容を報告するもので、
	小中一貫教育を行う学校をどのようにして具体的な方策の形にして
	いくのかは、今後の教育委員会において議論を深めていくものとさせ
	ていただきます。
委 員	適正規模に係る前回の枠組みの中で、地元の理解が得られなかった
	今までの取組については、今回の基本的方針の作成にあたり、総括と

	いう形でまとめてはいたものの、それで完全に過去のものとして無視
	していいわけでもないと思います。
	当時の人は反対していたかもしれないが、今の人たちは違う考えを
	持っていることもあるでしょう。
委 員	通学距離が長すぎて大変である、学区を変えてほしいという意見
	は、前回反対していた地域からも出ている。
委 員	教室などの学校施設に余裕があるわけではない現状では、あま市に
	おいて様々な問題が起こりうるということが予想される学校の自由選択制
	をとることはできないと考える。
委 員	前回の枠組みにおいて、学校の統廃合ありきではなく、学区の再編
	を基本に考えていた際の結論としては、どのようなものだったか。
教 育 総 務 課 長	旧町の枠組みを超えての再編は、時期尚早であり、学校間交流など
	をとおして旧町の枠組みを超えていく必要があるというものでした。
	そのうえで、学校間交流についての委員会を開催してご意見をいただ
	き、学校間交流は過度な負担を伴うものであってはならず、無理のな
	い範囲で学校間交流を進めていくなどの意見をいただいたところで
	す。その後でコロナ禍があり、現在に至るという状況です。
委 員	児童生徒数が減少していくなか、あま市の小中17校をそのまま残
	していくということは、基本的に難しいと思います。小中一貫教育を
	行う学校をどのような形で具体化していくのかの具体的方策案を作
	成していただき、議論を深めていけたらと考えます。
教 育 長	来年度以降、会議に諮って議論をしていただきます。
	基本的方針でも策定しましたが、単学級の学年となるほど小規模校
	となることは望ましくないものとしており、学校の適正規模を確保
	し、教育の質的充実を図るために小中一貫教育を行う学校を設置する
	ということは、既に基本的方針として決定していることですので、そ
	のうえで具体的方策としてどのような形で目指していくものを来
	年度議論していければと考えます。
教 育 長	他にご質問はありますか。

委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「令和7年度あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー）について（報告）」
教 育 次 長	趣旨 愛知県が誕生150周年を記念し、令和5年（2023年）から11月27日を「あいち県民の日」とし、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」と定め、「あいちウィーク」期間中の平日1日を公立学校を休日とする「県民の日学校ホリデー」を創設した。あま市においては、令和5年4月教育委員会定例会にて、議案第26号「あま市立小中学校の休業日（県民の日学校ホリデー）について」により、実施することと決定した。
	内容 令和5年（2023年）から、学校教育法施行令第29条及びあま市立学校管理規則第7条第7号に基づき、「あいちウィーク（11月21日～11月27日）」期間内の平日のうち1日をあま市立小中学校の休業日（「県民の日学校ホリデー」）とする。
	「県民の日学校ホリデー」は毎年度定める。
	令和7年度の「県民の日学校ホリデー」
	令和7年11月21日（金）
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(5)「令和7年度生涯学習施設免除団体について（報告）」
生涯学習課長	令和7年度の生涯学習施設の使用料免除団体は一覧のとおりです。
	令和6年度からの変更点ですが、あいち海部農業協同組合と海部東農業協同組合の合併に伴いあいち海部農業協同組合に変更しております。その他記載されている団体につきましては、変更ございません。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
ス ポ ー ツ 課 長	(6)「令和7年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年4月18日

教 育 長 伊 藤 克 仁

教 育 長
職 務 代 理 者 溝 口 正 己

委 員 小 笠 原 英 司

委 員 笹 野 奈 津 子

委 員 吉 川 孝 子

委 員 近 藤 真 司

事 務 局 鎌 倉 崇 志

会 議 録 作 成 野 口 清 司